



平成30年8月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 壽 屋
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 清 水 一 行
(コード番号：7809 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 責 任 者 I R 担 当 役 員 吉 野 忍
(TEL. 042-522-9810)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年9月27日開催予定の第65回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年9月27日(予定)
定款変更の効力発生日 平成30年9月27日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 <条文省略>	第 1 条～第 3 条 <現行通り>
<p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> <削除></p> <p>(3) 会計監査人</p>
第 5 条 <条文省略>	第 5 条 <現行通り>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 1 2 条 <条文省略>	第 6 条～第 1 2 条 <現行通り>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 1 3 条～第 1 4 条 <条文省略>	第 1 3 条～第 1 4 条 <現行通り>
<p>第 1 5 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第 1 5 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
第 1 6 条～第 1 8 条 <条文省略>	第 1 6 条～第 1 8 条 <現行通り>
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会
<p>第 1 9 条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第 1 9 条 (員数)</p> <p>当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、9名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>
<p>第 2 0 条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第 2 0 条 (選任)</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

第21条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

<新設>

<新設>

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条 <条文省略>

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

<新設>

<新設>

第25条 <条文省略>

第26条 (取締役会の決議の省略)

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第21条 (任期)

取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条 <現行通り>

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第26条 <現行通り>

第27条 (取締役会の決議の省略)

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

<p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第28条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに署名又は記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第29条 (監査等委員会の決議の方法) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>第30条 (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第31条 (取締役への委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第28条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第32条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第33条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第34条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第30条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 (監査役の数) <u>監査役の数、3名以内とする。</u></p> <p>第32条 (監査役の選任) <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>第35条 <現行通り></p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p>

<p>2. <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>3. <u>当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第33条 (監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときを超えることができないものとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第34条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第35条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第36条 (監査役会の決議の方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第37条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第38条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p><削除></p>

<p><u>第39条 (監査役の報酬等)</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第40条 (監査役の実任免除)</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第41条～第42条</u> <条文省略></p> <p><u>第43条 (会計監査人の報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第44条</u> <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p><u>第36条～第37条</u> <現行通り></p> <p><u>第38条 (会計監査人の報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第39条</u> <現行通り></p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第45条～第48条</u> <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p><u>第40条～第43条</u> <現行通り></p> <p><u>附則 (監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 <u>当社は、第65回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第65回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p>

以上